

## 労働相談Q & A

**Q**

パートですが、労働時間は正社員と同じです。雇用保険には加入できないのでしょうか。

所定労働時間が正社員と同じであれば被保険者に

**A**

雇用保険は、働く時間が正社員と同じであればパート、アルバイトなどの名称に関係なく被保険者となります。

また短時間就労者（通常のフルタイムの労働者より所定労働時間が短く、1週間の所定労働時間が40時間未満の人）は、次の要件を満たしていれば被保険者となります。1週間の所定労働時間が20時間以上である▽31日以上引き続き雇用されることが見込まれる。

事業主がどうしても加入してくれない場合は、事業所の所在地を管轄するハローワークにご相談ください。